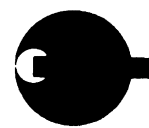


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

- 口頭による開示請求ができることが
できる個人情報
- 奈良県行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する規制の規
定により電子情報処理組織を使用
する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法により行うことが
できる手続等

雑報

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)第二十四条第一項の規定により口頭により開示請求することができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所は次のとおりです。

平成十九年四月一日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 吉田 修

事務の名称	開示をする情報	期間	場所
奈良県立医科大学入学者選抜(医学部医学科)	第二段階選抜の受験者に限り、総合得点順位(不登格者に係るものに限る。)、第一次	文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項において	奈良県立医科大学学務課

奈良県立医科大学入学者選抜(医学部看護学科一般選抜試験)	第二段階選抜の受験者に限り、総合得点順位(不登格者に係るものに限る。)、第一次学力試験の教科別得点、第二次試験の小論文得点及び面接得点	定める入学者選抜試験期日	奈良県立医科大学学務課
奈良県立医科大学入学者選抜(医学部看護学科第三次編入)	総合得点、小論文得点、面接得点及び順位(順位は、不登格者に係るものに限る。)	定める入学者選抜試験期日	奈良県立医科大学学務課

公立大学法人奈良県立医科大学看護師・助産師採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日	奈良県立医科大学学務課
公立大学法人奈良県立医科大学看護師・助産師採用試験	総合得点、教科別得点及び順位(順位は、不登格者に係るものに限る。)	合格発表の日	奈良県立医科大学学務課

電子情報処理を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年三月奈良県規則第四十二号)第二条の規定により次のとおり公表します。

平成十九年四月一日

一 根拠となる条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 吉田 修

名称	根拠となる条例等の名称及び条項	対象手続等の名称
奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)	第六条第一項	行政文書の開示請求

二 適用日

平成十九年四月一日

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。